

国保

だより

KOKUHODAYORI

平成20年度本宮市国民健康保険税の税率は

据え置きになります

国保税第1期の納期は7月31日

私たちの国では、充実した保険制度に支えられ、健康で豊かな社会を築いています。国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が日ごろから収入などに応じて国保税を出し合い、そこから医療費を支出しようという相互扶助の制度です。

皆さんに収めていただいた国保税は、国などの助成金と合わせて、病気やケガをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などとして皆さんに支払われます。

このように、国保税は大切な財源です。この制度の仕組みを理解し、納期内に国保税を納めましょう。

納付方法について

国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯の中に1人でも国保の加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

○普通徴収の方
納付方法は、昨年と同じです。(納

付書納付または口座振替納付)

○年金からの特別徴収の方
平成20年4月から、世帯全員が65歳以上の方で国民健康保険に加入されている世帯については、年金からの特別徴収となります。

該当する方には、4月初旬に「特別徴収(仮徴収)開始通知書」を送付しており、既に年金からの天引きとなっております。

ただし、この天引き額については、20年度の所得額等が確定していないため、前年度の税額により算出した概算額です。7月に年税額が確定しましたので、10月以降は新たに送付する納税通知書の税額が引き続き天引きされます。

◎国保税を口座振替にすると、納め忘れの心配も無く、大変便利です。希望される方は市内金融機関または郵便局の窓口で口座振替依頼の手続きをしてください。(申し込みに必要なもの) 納税通知書、預貯金通帳、印鑑 (通帳届出印)

国民健康保険税(平成20年度)

国保税は、「医療費分」・「介護納付金分」・「後期高齢者支援分」の合算となります。

所得割	課税所得額 ×	医療費分		後期高齢者支援分 (※新設)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)	
		旧本宮	旧白沢	旧本宮・旧白沢	旧本宮	旧白沢
所得割	課税所得額 ×	5.75% (8.35%)	3.87% (6.47%)	2.60%	1.77%	1.64%
資産割	固定資産税額 ×	9.00% (11.00%)	24.42% (26.42%)	2.00%	—	0.90%
均等割	一人あたり	16,300円 (24,820円)	13,500円 (22,000円)	8,500円	7,200円	8,000円
平等割	1世帯あたり	25,400円 (32,900円)	21,500円 (29,000円)	7,500円	6,200円	6,000円

※()は平成19年度の数値

一国保税の決め方

国保税は所得割など右記の4つの項目に応じて決められます。4月より老人の方(後期高齢者対象者)の医療を現役世代が支援する後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、後期高齢者支援金分が追加されました。ただし、20年度は医療給付分と合わせて前年度と同じ税率、税額となっております(均等割りは100円未満を端数処理)。

所得割=被保険者の前年所得額に応じて計算
資産割=被保険者の固定資産税額に応じて計算
均等割=被保険者1人当たりでいくらと計算
平等割=1世帯当たりでいくらと計算

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係 ☎内線126・127

お知らせ

申告期間
平成20年
7月1日~31日
まで

平成19年に所得が減って

所得税が課され
なくなつた方は、
申告が必要です

申告先

平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村

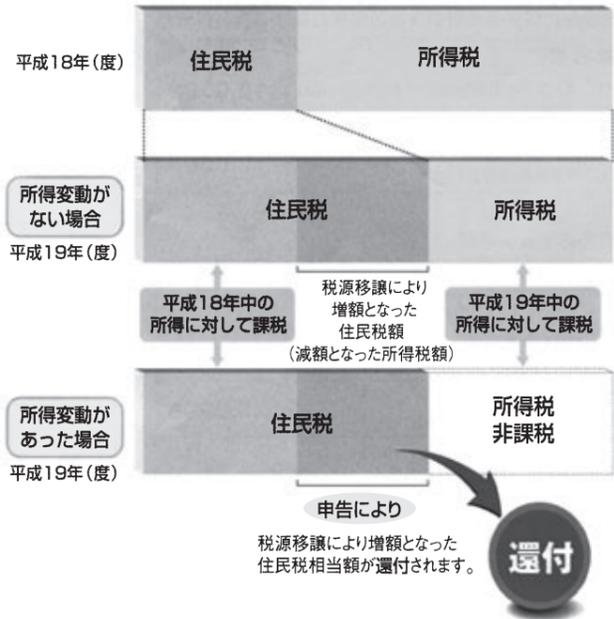
税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した「平成19年1月1日現在お住まいの市区町村」へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

◆問い合わせ先

税務課 市民税係
☎内線164・165



※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在、国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

青少年健全育成 市民総ぐるみ運動

市民総ぐるみで本宮市の明日を担う青少年を健全に育成するために、7月1日から8月31日まで、平成20年度青少年健全育成市民総ぐるみ運動を実施します。

【運動の目標】

- 家族みんなで明るい家庭をつくろう。
- 地域ぐるみで青少年の社会参加を進めよう。
- 力を合わせて明るい地域社会をつくろう。
- 声かけ合って子どもを事故から守ろう。
- みんなの力で青少年の非行をなくそう。
- みんなの力でいじめ・虐待をなくそう。

本宮市青少年育成市民会議
☎33-2611 (生涯学習センター)

お気軽にご参加を! 「すこやか子育て相談室」

市立保育所、幼稚園では、「すこやか子育て相談室」を開設し、保育所、幼稚園に通っていないお子さんやご家族の方々に対し、保育参観や保育体験、子育て相談、日本古来の行事へのお誘いなどを行っています。

～七夕・夏祭りの行事に参加しませんか～

7月は、「七夕」と「夏祭り」の行事があります。「七夕」の行事では、由来を聞いて、七夕の歌を歌い、短冊に願いを書いて飾りつけをします。「夏祭り」は、お店屋さんで買い物をして、踊りを踊ります。どうぞ、お気軽にお越しください。詳しくは、各保育所・幼稚園へお問い合わせください。

	七夕	夏祭り
第1保育所	☎33-2446	7月7日(月)・7月25日(金)
第2保育所	☎33-3750	7月7日(月)・7月25日(金)
第3保育所	☎33-3804	7月7日(月)・7月25日(金)
第4保育所	☎33-5644	7月7日(月)・7月18日(金)
白沢保育所	☎44-3117	7月7日(月)・7月12日(土)
五百川幼稚園	☎33-4370	7月7日(月)・なし
岩根幼稚園	☎39-2109	7月7日(月)・なし
白岩幼稚園	☎44-2216	7月4日(金)・なし
和田幼稚園	☎44-3115	7月3日(木)・6月29日(日)
糠沢幼稚園	☎44-3116	7月3日(木)・なし